

令和4年第10回教育委員会定例会  
(5月30日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和4年5月30日（月）午後2時11分から午後3時20分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	神田しげみ
委 員	高森 大乘
委 員	垣内恵美子

○出席者

事務局次長	梶 靖彦
庶務課長	横倉 亨
学務課長	川田 崇彰
児童保育課長	清水 良登
放課後対策担当課長	小野田 登
指導課長	瀧田 健二
教育改革担当課長 兼教育支援館長	工藤 哲士
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	村松 克尚
中央図書館長	大塚美奈子
事務局副参事	河野 友和

○日 程

日程第1 議案審議

- 第16号議案 令和4年度東京都台東区一般会計補正予算（第2回）における教育関係経費計上予定案の意見聴取について
- 第17号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第18号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 第19号議案 台東育英小学校及び育英幼稚園体育館棟改築並びに台東育英小学校校舎棟改修電気設備工事請負契約の締結についての意見聴取について
- 第20号議案 台東育英小学校及び育英幼稚園体育館棟改築並びに台東育英小学校校舎棟改修空調等設備工事請負契約の締結についての意見聴取について

て

## 日程第2 教育長報告

### 1 協議事項

#### (1) 庶務課

ア 公益社団法人東京青年会議所台東区委員会が実施する事業に対する後援について

#### (2) 生涯学習課

イ 公益財団法人日本民謡協会が実施する事業に対する後援について

ウ 一般社団法人龍生華道会が実施する事業に対する後援について

### 2 報告事項

#### (1) 庶務課

ア 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

#### (2) 学務課

イ 学校等における医療的ケア児の受入れ・支援の検討について

#### (3) 児童保育課

ウ 令和4年4月保育所等入所状況について

#### (4) 放課後対策担当

エ 令和4年4月放課後対策事業の利用状況について

#### (5) 教育支援館

オ 令和4年度教科書展示会について

### 3 その他

・ 区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について

午後2時11分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和4年第10回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、垣内委員にお願いいたします。

また、末廣委員は所用のため、本日は欠席でございます。神田委員につきましては、所用により、遅れてのご出席となります。なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ許可することといたしたいと思っております。

それではまず、審議順序の変更について、私から申し上げます。本日の議題には、傍聴にはなじまない、議会報告前の案件が含まれております。つきましては、順序を変更して、日程第2教育長報告の協議事項、庶務課のア、生涯学習課のイ、及びウ、報告事項の庶務課のア、教育支援館のオから聴取し、議会報告前の案件については、傍聴人退出後に聴取をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんでしたので、その様に決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

○矢下教育長 それでは、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

はじめに、庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それではまず、協議事項、庶務課のア、公益社団法人東京青年会議所台東区委員会が実施する事業に対する、後援名義使用についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

本事業の名称は、2022年度台東区委員会地区推進事業でございます。事業年月日は、令和4年7月3日曜日、午前10時30分から午後3時まで、実施場所は、浅草ビューホテル3階でございます。

入場者数につきましては、事前の予約制で300名を予定しており、無料での開催となっております。

裏面をご覧ください。実施の内容につきましては、台東区立の小学校児童の親子を対象に、STEAM教育を知り、学ぶ機会を提供するものでございます。

皆様もご存じのとおり、STEAMとは、Sが科学、Science。TがTechnologyで技術。Eが

工学ですね、Engineering ですね。A が Art ですね。M が Mathematics ですね。この 5 つの分野の頭の文字を組み合わせた造語でございます。

それぞれの分野に特化したゲストをお招きしまして、タイムテーブルごとにイベントを実施すること、及び、各協力団体、企業による STEAM 教育の体験ブースを設置することで、参加者に様々な STEAM 教育を体験してもらおうということも、実施内容より聞いてございます。

本事業の後援名義を使用する効果といたしましては、小学生向けの教育事業の信頼性の担保が得られることが挙げられてございます。また、台東区教育委員会のほか、台東区の後援名義も申請中でございます。

なお、主な事業内容ですが、事業予算、新型コロナウイルス感染症予防計画等につきましては、別紙につけたとおりの資料でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 このような形で STEAM の様々な取組を公開して皆様方に見ていただくというのは初めてなのかなという気がするんですけども、こういった事業をこの委員会はどのような実績を持ってやっていたらいいのかということ、聞いていたら教えてください。

○庶務課長 こちらの青年会議所につきましては、昨年も、「世界一受けたい授業」というところで、生涯学習センターでやったという実績がございまして、去年はオンライン形式だったようですが、大変ご好評をいただきまして、うちの職員も見に行ったという形では、昨年度見に行きまして、大変面白い授業だったということでは確認をしています。というところでございます。

○高森委員 そのときは、どのような方々を対象にして、また、こういった方々が参加されたのですか。

○庶務課長 基本的には、やはり今回と同じような、小学生を対象に、そういった形でご参加いただいて、オンラインで外部の方とこういうコミュニケーションを取ったという話では聞いてございます。

○高森委員 かなり盛況だったのでしょうか。

○庶務課長 すみません。ちょっと私、先ほどにもありますけれども、ある程度いい内容だったという話ではお聞きはしてございます。

○高森委員 私も非常に興味を持っていますので、ぜひ多くの方々に声をかけていただいて、参加するようにしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○垣内委員 面白そうなイベントだというふうに思いますが、学校では普段学ぶことができない学習の機会というのは、例えばどういうものなのか、そういう、何かそういう学習の計算ゲームをやるとか、そういうことを言っているのか、あるいは国際的な交流という

んですか、どのあたりが学校でなかなかできない。つまり学校教育を補完するものということになるのでしょうか。というのが1点と、もしその非常にニーズがあって、学校教育でなかなかできにくいということであれば、今後どういうふうに。青年会議所さんのご厚意でやっていただいているという受け身的な姿勢でいいのかどうか。その辺りは、どういうふうにお考えでしょうか。

○庶務課長 資料のほうでご覧いただければと思うんですけど、事業概要のほうで、ブースという形ではございます。ちょっと学校教育でどこまで踏み込んでやっているかというところはあれなのですが、子供が楽しみながら数学についてのスコアを競いながらランキング形式で楽しめるという形での数学の計算ゲームですとか、あとは宇宙空間を簡易的に体験できるブースですとか、ひらがなや漢字をベースにしたイラスト制作体験ができる資料がついてございます。

そういった後、今後、台東区の産業人口課の方も講演と何か一緒にやっていますので、地元の企業のほうからこういったブースを出展していただいて、いろいろと体験しながら学んでいただくということで、学校教育とは若干パフォーマンスという意味でも違う、体験ができるというところでは、特色があるのかなというふうに考えてございます。

また、2点目なんですけど、今後どのようなふうにとということなんですけれども、我々も今回初めてこのような、ということで、取組ということで見させていただきますので、ぜひ私も足を運ばせていただいて、今後どういう展開ができるかどうか、どういう方々が参加するのに興味を持っているかというところは、ちょっと一旦見ていきたいなというふうに考えてございます。以上でございます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

## (2) 生涯学習課 イウ

○矢下教育長 次に、生涯学習課のイ、及びウについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、協議事項、生涯学習課のイ、公益財団法人日本民謡協会が実施する事業に対する公演につきまして、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

本件は、公益財団法人日本民謡協会が主催する事業の一つ、令和4年度民謡民舞少年少女全国大会に対し、後援名義の使用承認申請があったものでございます。

実施日時は、令和4年8月6日から8月7日まで。実施場所は浅草公会堂でございます。

次のページをご覧ください。事業の目的でございますが、本事業は、次世代を担う少年

少女に、日本伝統の芸能である、民謡民舞を伝承・普及することなどを目的として実施しております。事業内容といたしましては、民謡・民舞にかかる本団体のコンクールや、合奏、ゲスト等による演唱・演舞等を披露するものでございます。

また、9番の過去の後援名義の実績についてですが、日本民謡協会が実施する津軽三味線コンクールなどにつきまして、これまで後援を行ってきたところでございます。

本事業の実施によりまして、区内における文化の発信・発展にも寄与するものと考えられることから、講演を承認しようとするものでございます。

本件についての説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

続きまして、協議事項、生涯学習課のウ、一般社団法人龍生華道会が実施する事業に対する公演につきまして、ご説明いたします。資料3をご覧ください。

本件は、一般社団法人龍生華道会が主催する、第2回龍生いけばなグランプリに対し、後援名義の使用承認申請があったものでございます。

実施日時は、本年10月1日から10月2日まで、実施場所は、すみだ公園リバーサイドギャラリーでございます。

事業の目的でございます。今事業は、いけばなを他者と競い合う中で、技術と知恵の再認識を促すことを目的として実施するものでございます。

次のページをご覧ください。事業内容といたしましては、自由花、生花、大作、それぞれ個人部門、団体部門におきまして予選を勝ち抜いた方々による本戦、及び表彰式を実施するものでございます。

墨田公園リバーサイドギャラリーで行われ、本区における文化の発信・発展にも寄与する事業であると考えられるため、後援を行うものでございます。

本件についての説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますよう、どうぞよろしくをお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、まずは、生涯学習課のイについて。少年少女全国大会ですね。何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、次に、生涯学習課のウについて、何かご質問はございませんか。いけばなグランプリですね。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長

それでは、生涯学習課のイ、及びウについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

### (1) 庶務課 ア

○矢下教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

初めに、庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、報告事項 1、庶務課ア、「区長への手紙」等に係る教育委員会の対応について、3月・4月分です。資料4をご覧ください。

今回、学務課分が2件ございます。件名1、まず通学路の安全対策についてです。要旨です。大正小学校の昭和通りと金美館通りの交差点に防護柵を設置しないのはなぜですか。昭和通りは高速道路から降りてきた車がスピードを出している箇所です。下校時の子供たちはガードレールがないことをいいことに縁石に乗って信号待ちをしています。松が谷方面よりも圧倒的に子供の人数が多い地域です。再検討してください。よろしく申し上げます、というご意見です。

件名の2番目です。区立幼稚園のメール配信についてです。要旨です。預かり保育を申し込んでいないのに預かり保育の連絡メールが来て、煩わしいです。関係のない人には送らないでください、というご意見をいただいております。

続きまして、放課後対策担当の取扱分が1件でございます。件名は3番目です。放課後子供教室の整備について。要旨でございます。放課後子供教室がある学校とない学校で、格差が開き過ぎだと思う。学校に併設学童がないところは、学童への移動も負担となっているため、優先して開設すべきだと考える、というご意見です。

続きまして、指導課取扱分が10件です。今回は、10件のうち、マスクに関するものが6件ございましたので、そちらのほうも併せて5件ございますので、ご報告いただきます。

件名4番です。小学校の制服についてです。要旨です。ズボンの長さですが、子供のボクサーパンツが丸見えになる。冬にも同じパンツが見える長さを履くのは、健康上不適切だ。良質な一般服が安価で溢れる時代に、高額な非機能的な衣服を成長期に合わせて購入するのは、経済的な負担もある。改善を求める、というご意見でございます。

次ページをご覧ください。件名の5番目です。学校でのマスク着用について、というご意見です。要旨です。マスク生活がもうすぐ2年になる。長時間、長期間にわたって着用することにより、頭痛・倦怠感などの症状が出る子供達は少なくない。日本では、感染しづらい屋外や着用が危険な運動中までも着用がほぼ必須だ。他の自治体ではマスクをすることが辛い子供達に偏見がなくなるような取り組みが行われている。台東区でもマスクの弊害に苦しむ子供達に寛容になれるよう、区長からのメッセージを学校へ配信してほしい、というご意見です。

続きまして、件名6、こちらも小学生のマスクについてでございます。要旨です。登下校、体育のマスクの着用について、距離や気温に関係なく、家庭の判断にしてほしい。苦



しい場合は自由に外せるような環境を進めないと、事故が起こるのではないかと。登下校、体育のときのマスクは距離に関係なく、自由着用の市町村は少なくないと聞く。台東区でも事故が起きないように対応を検討してほしい、というご意見です。

続きまして、次ページをご覧ください。件名 7、自宅待機生徒への学校側の対応についてです。要旨です。2月に家族がコロナ感染したため、中学生の子供も自宅待機となった。合わせて3週間ほど学校を欠席した。その期間の課題等の提出ができないため、再登校後すぐ提出したが、期限後の提出のためマイナス評価になったようだ。期末テストも受けられず、評価対象にならなかった。学校側からも、自宅待機中の提出方法の指示はなかった。コロナに関連した欠席の場合、提出物や考査などは、従来の感染症とは別の評価基準が必要ではないか、というご意見です。

件名 8、水筒の中身についてです。要旨です。小学校に通う子供の水筒の中身が真水のみと限定されている。せめて麦茶と思うのだが、変更はないのか、というご意見です。

件名 9です。区立小学校の感染症対策緩和についてです。要旨です。小学校ではいまだに屋外の体育や登下校もマスクの着用が必須であり、休み時間は自由に過ごせない。他の地域では既に緩和を実施しているところもある。対策に疲弊している子供達のために検討してほしい、というご意見です。

次ページをご覧ください。件名 10、クラス替えについてです。要旨です。小学校のクラス替えについて、全国的には1年間でクラス替えをされ、担任も変わる。台東区は2年に1回が多いと思うが、嫌なクラスになった場合、2年間は長過ぎる。2年間我慢しても、また2年間同じ子と一緒にいる場合もある。せめて1年ごとのクラス替えにしてほしいというご意見でございます。

件名 11、学校のマスクについてです。要旨です。いつまで体育や登下校まで生徒にマスクをさせているのか。他区では先生が率先してマスクを外すよう声かけをしている。熱中症で倒れる生徒が出る前に、区長が率先して指示してほしい、というご意見です。

件名 12、子供のマスク着用についてです。要旨です。私の子供たちは、一人はアレルギーがある。マスクを強要されるため無理やり毎日着用している。もう一人は放課後教室の際の運動後、苦しいのでマスクを外していたら、指導員の方にマスクをしろと言われたそうだ。苦しいと言っている小さい子たちにいつまでマスクをさせるのでしょうか。夏になり熱中症のリスクも上がります。未来ある子供たちの将来を守ってほしいというご意見です。

件名 13です。学校の体育のマスクについてです。要旨です。区立小学校でマスクをしてリレーの練習を校庭で見かけたが大丈夫か。運動中くらい外させたらどうか、というご意見です。

最後に、生涯学習課取扱分 1 件、です。件名 14、台東区幼稚園の PTA 加入についてです。要旨です。加入が義務なのは違法ではないか。加入することを前提に話が進んでいる。各家庭の意思表示の場を設け、やりたい人だけ参加する形式に変えてほしい、というご意

見です。

以上、ご意見をいただきました。回答を要する意見につきましては、一覧にありますとおりに回答をしているところがございます。

報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○神田委員 マスクの件についてですが、この回答では、個々に対応しているということですね。今、国の方でも、子供たちへのマスクの扱いが示されてきておりますけれども、台東区ではどのようにお考えなんでしょうか。

もう1点よろしいでしょうか。件名7の、お休みをしていた子の評価の件なんですけれども、中学生の子供たち、また保護者も、どうしても入試のこともあって気になることかなと思います。この辺りは、やはりきちんと示してあげるのがいいと思うのですけれども、どのような対応を今後行っていくのでしょうか。以上です。

○指導課長 まず1点目のマスクについてでございますが、こちらのご意見は4月中のご意見で、どちらかという、外してほしい、外させてほしいというご意見だったと思いますが、文科省からの通知を受けて、先週の5月26日付でリバウンド警戒期間の終了に伴う学校への対応についてということに合わせまして、マスクについて、こちらのほうで対応について通知をさせていただきました。基本的には、これまでどおりの対応になるんですが、気温が上昇する時期は、熱中症予防対策を最優先というふうなことでお願いをしまして、こちらに文科省の方から出た体育の授業、屋内・外を問わない体育の授業。それから登下校時はマスクを外すよう指導すること。その他の場面においても、十分な身体距離が確保できる場合は、マスクを外すよう指導するという、お願いをしました。運動会の際は、やはり十分な身体距離が確保できない、声を出して応援することが考えられる場面については、マスクの着用が望ましいというような形にしました。その中で、さらに、熱中症予防策として、水分補給をしっかりやっていただきたいということと、マスクを校外で外している場合に、不審者等から声をかけられたときの対応の安全指導等も徹底していきたいということで、併せて対応をさせていただいて、通知をしたところがございます。マスクについては以上でございます。

それから、件名7の自宅待機生徒への学校側の対応についてですけれども、やはり、こちらのほうには、学校がなかなか保護者・子供と連絡がうまくいかなかった点もあるのかなと思いますけれども、こちらに関しては、校長会、特にこれは中学校の校長会のほうに周知して、こちらのほうは丁寧にしていくべきかなというふうな。これは、1事例だけではなく、やはりどこでも起こりうる事案なので。特に休みがち、不登校への対応については、丁寧に今年度もやっていくようお願いをしていくということで、繰り返しやっていきたいと思っております。

○神田委員 ありがとうございます。細やかな対応をありがとうございます。

○垣内委員 この件名の①なんですけれども、結構通学途中で交通事故に遭うという事例

もあるように思うんですが、状況はどういうふうな感じなんでしょうか。特に問題はなさそうなんでしょうか。

○学務課長 今ちょっと手元に、申し訳ございません。去年の通学の事故の状況の件数が、ちょっと今手元にはないんですけれども、一応令和 3 年度に、9 月から 10 月にかけて、これは実は令和 2 年度にも通学路の安全点検というのをやっているんですけれども、さらに令和 3 年度、千葉の八街市で発生した交通事故を受けまして、9 月から 10 月にかけて、警察と学校と、あと道路管理者等の関係者とともに、改めて合同点検を行っております。そのときの状況を申し上げますと、そのときに、令和 3 年度、学校と教育委員会によって、対策が必要だと点検をした箇所数が 36 か所というような形になっておりまして、その中で対策済の箇所が 36 か所となっております。

という形で、一応警察による、例えばゆとりシグナル信号機の設置だとか、あと、道路管理者で言えばガードレールの設置といった形。あとは学校による改めての子供たちへの安全指導の徹底というような形で、一応その対策としては昨年度も行ったような状況でございます。すみません、ちょっと事故件数については、ちょっと今手元にはないので、申し訳ございません。

○垣内委員 事故があったかどうかではなくて、このご指摘の場所自体は対策済みのものなのかどうか。

○学務課長 失礼いたしました。ここにつきましては、やはり学校の先生等が点検をした結果、交通量が多いというのと、信号が変わるのが早いというような内容がございました。これに対しまして、下谷警察による、先ほども申しあげましたゆとりシグナル、残り時間が表示されるような信号機ですね。それを設置したのと、後は改めての学校による安全指導の徹底を行ったような状況でございます。

○高森委員 確かこの交差点にはガードレールはないんですよね。結構広い交差点で、危ないなどは思っていたんですけども。ガードレールを設置するところまでは、まだ話が行っていないんですね。

○学務課長 現場を見た上で、昨年度の判断としては、信号機をゆとりシグナルという形に変えたという内容でございます。

○高森委員 台東区内の交通事故の多発地域は開示されていますけど、この交差点はどうでしたか。

○学務課長 申し訳ございません。ただいまちょっと、手元に資料がないので、後ほど。すみません。

○高森委員 ここよりも、入谷ランプの高速道路を降りたところの交差点の事故は結構多かったでするので、あそこは本当にスピードが出てきますからね。でも、これは通学路という意味で、やはり注意しなければいけない部分ではあるかなと思うのと、あと最近は、バス停の位置が非常に危険だということが報道なんかでも言われていて、その辺りも前回の調査では幾つか危険地域として、危険な場所として指摘されたようなことはあったでし

ようかね。特に、片側一車線の道路何かにバス停があると、バスが止まると追い越してくる車がいたりして、そこのすぐそばに横断歩道があったりすると、死角から子供が出てきたときに事故になるようなことが報告されていますので。

○学務課長 直接バス停というものはないんですけれども例えば路上パーキングにやはり車が止まってあって、その後ろから子供たち、死角になっているところから子供が飛び出してくるというような形もありましたので、そういった部分で、パーキングの撤去だとか、あとは駐車取締強化。そういったことは対策として行ったような状況でございます。

○高森委員 もし今後またそういった調査があれば、バス停と横断歩道等の位置関係の確認もお願いします。バス会社にどうこうとか、東京都にどうこうということではなくて、子供たちにそういった危険があることを理解させ、バス停付近にある横断歩道はよほど注意して渡るようにという指導をしていただきたいなと思いますので、お願いいたします。

○矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承願います。

#### (5) 教育支援館 オ

○矢下教育長 次に、教育支援館のオについて、教育支援館から報告をお願いします。

○教育支援館長 それでは、報告事項のオ、令和4年度、教科書展示会についてでございます。資料8の方をご覧ください。

教科書の法定展示会は、教科書の発行に関する臨時措置法、及び東京都教科書展示会実施要項に基づき、文部科学省の指定により、毎年実施されるものです。

項番1でございます。展示する教科書は、令和5年度に使用される小学校用教科書目録及び中学校用教科書目録に登載されている教科書でございます。

項番2でございます。法定展示会は6月10日から6月29日までで、日曜日のほか、6月11日土曜日、20日月曜日、25日土曜日を除く14日間でございます。

項番3の展示時間、項番4の展示場所は記載のとおりです。

本展示会の開催につきましては、広報たいとう5月20日号及び区公式ホームページにて周知いたしております。

報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、教育支援館のオについては報告どおり了承願います。

### 3 その他

○矢下教育長

次に、その他事項についてでございます。

事前に資料を配付させていただいております。後ほどご覧いただければと思いますが、

ご質問や補足の説明などはございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより、議会報告前の案件について、聴取いたしたいと思います。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

#### 〈日程第1 議案審議〉

##### 第16号議案

○矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。議案の提案理由、及び内容について、説明をお願いします。

初めに、第16号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第16号議案、令和4年度東京都台東区一般会計補正予算（第2回）における教育関係経費計上予定案の意見聴取について、ご説明をいたします。

本案につきましては、来る第2回区議会定例会へ付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、意見を求められているため提出したものでございます。

議案の次のページにある内訳書をご覧ください。今回の補正予算は、歳入が総額33万3,000円でございます。歳出が総額345万円でございます。

次のページの議案に添付している資料をご覧ください。歳入の内訳をご説明いたします。分担金、教育費分担金では、学務課が体育大会、33万3,000円を計上しております。歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出の内訳をご説明いたします。中学校費、学校管理費では、学務課が、各種事業、中学校体育大会345万円を計上しています。

それでは、議案の2ページ目にお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会としては、原案に異存ありませんとしました。

議案の説明は以上でございます。ご審議の上、原案どおりご決定いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまのご説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 中学校の連合陸上競技会ですけれども、都の分担金が出たんですね。これは何割の負担をしていただけることになっているのでしょうか。

○庶務課長 すみません、ただいまちょっと資料を持ち合わせておりませんで。

○矢下教育長 白鷗中学ですよ。

○庶務課長 すみません、この歳入の部分ですね。

この前の教育委員会で説明しましたとおり白鷗中の、都立の付属の白鷗中からいただく分担金です。

○高森委員 そういうことですか。それで、東京都の分担金ですね。分かりました。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、これより採決をいたします、第 14 号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

第 17 号議案

第 18 号議案

○矢下教育長 次に、第 17 号議案を議題といたします。

なお、関連する第 18 号議案についても、一括して議題といたします。

それでは、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第 17 号議案と第 18 号議案を一括でご説明させていただきます。

まず第 17 号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について、ご説明をいたします。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、提出するものでございます。

添付されています資料の、新旧対照表をご覧ください。第 17 条第 3 項特殊勤務手当について、統一交渉に基づきまして、上限額を現行の 6,400 円から 1 万 6,000 円に改正するものでございます。

施行日は公布の日からとし、改正後は付則の 2 のとおり、令和 4 年 4 月 1 日以降の勤務に係る教育特殊業務手当について、適用をいたします。

改正前に支給された教育特殊業務手当については、付則の 3 のとおり、改正後の条例による内払とみなします。

議案の 2 ページ目にお戻りください。教育委員会の意見案といたしましては、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

続きまして、第 18 号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

本案は先ほどご説明しました、特殊勤務手当の上限額の変更に伴う規定整備のため、提出ものでございます。

添付されております資料の新旧対照表をご覧ください。別表第 2 について、それぞれの支給額を、表にあるとおり改正をするものでございます。

なお、本案は、第 17 号議案をご決定いただき、令和 4 年区議会第 2 回定例会にて条例改正が可決されることを前提としております。

第 17 号議案もしくは区議会で条例改正が否決されたときは、改めて提出するものでございます。

ご説明は以上となります。第 17 号議案及び第 18 号議案につきまして、原案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。第 17 号議案及び第 18 号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

#### 第 19 号議案

#### 第 20 号議案

○矢下教育長 次に、第 19 号議案を議題といたします。なお、関連する第 20 号議案についても、一括して議題といたします。

それでは、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第 19 号議案と第 20 号議案を一括して議説明させていただきます。

まず第 19 号議案、台東育英小学校及び育英幼稚園体育館棟改築並びに台東育英小学校校舎棟改修電気設備工事請負契約の締結についての意見聴取について、ご説明をいたします。

本議案は、来る第 2 回区議会定例会に、議会の議決に付すべき提案として提出するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会に意見を求められているため、提出したものでございます。

契約内容についてご説明をいたします。契約内容が記載されている資料のページをご覧ください。まず、項番 2 の契約方法でございます。制限付一般競争入札でございます。

次に、項番 3、契約の金額です。税込み金額で、3 億 5,728 万円でございます。

最後に項番 4、契約の相手方です。落札業者は、山美津・森本特定建設工事共同企業体でございます。

議案の 2 ページにお戻りください、教育委員会の意見案として、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

続きまして、第 20 号議案、台東育英小学校及び育英幼稚園体育館棟の改築並びに台東育英小学校校舎棟改修空調等設備工事請負契約の締結についての意見聴取について、ご説明をいたします。

本議案は、来る第2回区議会定例会に、議会の議決に付すべき提案として提出するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会に意見を求められているため、提出したものでございます。

請負契約の内容についてご説明をいたします。契約内容が記載されている資料のページをご覧ください。項番2の契約方法でございます。こちらも制限付一般競争入札でございます。

次に、項番3、契約の金額です。税込み金額で、5億6,210万円でございます。

最後に項番4、契約の相手方です。落札業者は朝日・アルファー・フルヤ特定建設工事共同企業体です。

議案の2ページにお戻りください、教育委員会の意見案として、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

以上で、第19号議案・第20号議案の説明を終わらせていただきます。両議案ともご審議の上、原案どおりご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 制限付一般競争入札ということで、地元の業者さんが入っているという制限がついているかと思うんですけれども、一般競争入札なので、入札者はどのくらいいらっしやったのか、価格的にはこれが一番安いということなんだろうと思うんですけど、どのくらいのブレがあったのか、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

○庶務課長 まず、19号議案のほう、電気設備工事のほうでございます。こちらは、4者入札がございまして、落札した業者が・・・ですかね、3億2,400万ですかね。一番高かったのが、3億9,600万というような額の開きがあったという形での入札・見積経過調書がいただいております。

続きまして、第20号議案、空調工事のほうでございます。こちらのほうは2者です。2者の入札がございまして、1者がこちら、5億1,100万円という形での入札で、もう1者は、5億2,500万円という入札結果という形で、経過調書をいただいているところでございます。以上でございます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。第19号議案・第20号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

## 〈日程第2 教育長報告〉

### 2 報告事項

#### (2) 学務課 イ

○矢下教育長 次に、日程第2、教育長報告の報告事項を議題といたします。



はじめに、学務課のイについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、報告事項、学務課のイ、学校等にかかる医療的ケア児の受入れ・支援の検討について、ご説明いたします。資料5をご覧ください。

項番1、目的についてです。令和3年9月に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されたことに伴い、各自治体が医療的ケアを要する医療的ケア児及びその保護者の意思を最大限に尊重し、自主的・主体的に支援に係る施策を実施することが責務として明文化されました。区の教育委員会におきましては、医療的ケア児が区立小・中学校、幼稚園、保育園、こども園、こどもクラブ、及び放課後子供教室において、安心して生活を送ることができる支援体制を整備することを目的に、本年4月に台東区教育委員会における医療的ケア児受入検討委員会を設置し、基本的な考え方等に関して検討を進めております。

項番2、検討組織及び検討内容です。(1) 検討組織につきまして、裏面の別表1及び2のとおり、検討委員会及び作業部会を設け、検討を行っております。現場の意見を伺うために代表の小・中学校の校長先生及び幼稚園の園長先生にも委員としてご参加をいただいております。

恐れ入ります、表面にお戻りいただきまして、(2) 検討内容につきましては、①教育施設における現状と課題、②教育委員会における基本的な考え方、受入基準、関係機関との連携体制等、③学校・園における医療的ケア児受け入れガイドライン策定に向けた骨子案、その他実施に向けて必要な事項の検討を行ってまいります。

項番3、今後のスケジュールです。令和4年度は、4月に設置した検討委員会において、項番2の(2)に掲げる事項について検討を行い、10月に基本的考え方や学校園における受入れのガイドラインの骨子案の作成を行う予定です。その後、令和5年度にかけて、区立小中学校、幼稚園、こども園、こどもクラブ、及び放課後子供教室について、ガイドラインを策定し、令和6年度より医療的ケア児受入れ事業の実施を予定しております。

説明は以上となります。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○神田委員 大変大切なことだとは思いますが、今後検討していく中で、医療関係者との連携は、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○学務課長 当然、例えばこの医療的ケアを行うためには、主治医ですとか。当然その後は主治医以外にも指導医みたいな形で置いているような自治体もございますので、まずはこの10月の基本的な考え方をまとめていくにあたって、事務局案をそういった学校保健会だとか地域の医療関係者の方にもご意見をいただきながら、考え方をまとめていく段階で、まず意見を聴取していきたいというふうに考えております。

○神田委員 ありがとうございます。この、委員に医療関係者を入れることは考えないのでしょうか。その方がベストかと考えるところです。

○学務課長 神田委員のおっしゃるとおり、検討委員会の中に最初から入れるというのも、

まずは想定していたんですけれども、中身的には、どちらかというところ、受入体勢だとか、受入基準だとかをまずこの考え方の中でまとめて、そちらがメインですので、なので、直接的にこの委員会の中に医療関係者は入っていただかないで、先ほど言ったように、ある程度まとまった段階でご意見をいただくというような形で進めてまいりたいと思います。

○神田委員 承知いたしました。

○高森委員 昨年の9月にこの法律が施行されたということですが、他の自治体はどのような感じで今動いているのかなど、非常に気になるんですね。先進的なところもあるでしょうし。あるいは海外の事例なんかもちょうと参考にできる部分があれば、ぜひ調査いただきたいのですが、そのあたりはお考えはありますでしょうか。

○学務課長 すみません、海外まではちょっと自分のほうがまだ目が行っていなかったんですけれども、おっしゃるとおり、先行している自治体につきましては、もう既に医療的ケア児の受入れを行っているところもございます。23区で申し上げますと、港区ですとか、品川ですとか江東ですとか、そういったところがもう先行して受入れを開始しておりますので、当然我々もこの考え方をまとめていくにあたって、そういったところにもヒアリングをしながら、いいところを取りながら台東区の考え方をまとめていきたいと考えております。

○高森委員 例えば港区や品川区辺りはどのくらいの規模というか、利用者はどのくらいいるのかという情報はありますか。

○学務課長 ちょっと受入れ人数につきましては、申し訳ございません。手元にはないんですけれども、港区ですと、保育園も実施しておりますし、幼稚園、小学校、中学校でも実施をしております。あと、医療的ケアの内容としても、10以上の医療的ケアの内容を対象にしております。

また、品川区ですと、小学校、中学校、あと、保育園もやっているという情報がありますが、例えば医療的ケアの代表で言いますと、3種類以上は行っているというような状況でございます。

いずれにしても、しっかりとその保護者と学校と協議をした上で、こういった内容だったら医療的ケアが実施できるねというような、最終的に協議をして、そこで具体的な内容を決めているというような状況だということを聞いておりますので、そういったことも参考にしながら我々も検討を進めてまいりたいと思います。

具体的な人数について、申し上げます。令和3年5月1日現在、なので昨年、約1年前の状況ではございますが、港区が17名、先ほど申し上げました品川区だと8名、江東区ですと6名というような状況でございます。

○高森委員 分かりました。ありがとうございます。

結構ニーズがありますね。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のイについては、報告どおり了承願います。

### (3) 児童保育課 ウ

○矢下教育長 次に、児童保育課のウについて、児童保育課長、報告をお願いします。

○児童保育課長 それでは、令和4年4月保育所等入所状況について、ご説明いたします。恐れ入ります、資料6をご覧ください。

項番1、認可保育所です。区立が11園、私立が、前年度比較で3園の増となりまして34園、区立と私立の合計で、45園でございます。

表の一番下の、(認可保育所)合計という欄をご覧ください。定員は3,625人で、前年と比較し、282人分の増。園児数は、3,097人で、35人の増です。

次のページをご覧ください。項番2、こども園です。区立が3園、私立が2園で、合計5園です。定員は401人で、前年と同数、園児数は389人で、2人の増でございます。

項番3、地域型保育事業です。小規模保育所は、私立14施設です。定員は239人で、前年と同数。園児数は165人で、こちらは41人の減となっております。

事業所内保育所は、私立2施設でございます。定員は23人で、4人分の増。園児数は20人で3人の減でございます。

家庭的保育事業は、私立6施設です。定員は25人で前年と同数。園児数は16人で、4人の減でございます。

一番下の認可合計というところをご覧ください。併せまして定員は4,313人で286人分の増。対しまして、園児数は、3,687人で、11人の減でございます。

次のページをご覧ください。項番4、認可外保育です。園児数は184人で、前年同月と比較して、12人の減でございます。

項番5、認証保育所です。表の一番下の認証保育所合計という欄をご覧ください。園児数は184人で13人の減です。

恐れ入ります。次のページをご覧ください。項番6、町名別の保育所待機児童数です。待機児童数は6人で、前年と比較して9人の減でございます。

長くなりましたが、ご説明は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 一時期は待機児童数も多く保育所も誘致したり、いろいろな努力をされた結果、今、こういう形で十分充足できる定員数まで至ったのかなという、そのご努力も大変だっただろうなと思うのですけれども、一方で、数字だけ見ますと、大体これで充足したという状況でいいんでしょうか。

今後どういうふうになるのか。なかなか見通しは難しいところですが、このまま推移していきそうなのか。過去の人口動態を見ると若干減りぎみなのかとか。なぜ不足するかという区立のものと私立のものを拝見しますと、やっぱり私立の方が人数も箇所数も多い。定員がずっと割れていくような状況だと、閉められるところも出てくるかもしれ

ない。ただ、こういう施設というのは、あまり変動するというのも、いろいろネガティブな状況に陥る可能性もあるものですから、今後の見通しはどういうふうにお考えなのかという辺りを教えていただければと思います。

○児童保育課長 まず、現在の整備計画につきましては、令和6年度までの計画をつくっております。令和5年度につきましては、開設と閉園を差し引きまして、予定では、約50の定員の増となっております。ただし、今回の報告を受けて、ここについては定員の見直しが必要であろうと考えております。

令和6年についても、1園増の予定がありましたが、こちらは一旦中止という判断をしております。

今度、令和7年以降には、新たな計画に基づいた整備計画を行っていくんですが、ただいま委員からご指摘をいただいたとおり、需要と供給の、今度はバランスを見ていかなければいけないということを考えております。

ただし、将来的に待機児童が0となったものを維持していくためには、需要を供給がやや上回った状態を維持していかないと状況になるかと思っております。特に私立の経営を圧迫しないためにも、こちらに書いてあります、区立の定員の1,059、この枠をうまく使ってコントロールをしていく。この定員を減らす、増やすなどをしてコントロールしていく必要があるかと考えております。

また、この3ページ目の認可外保育につきましては、区が待機児童回復のために設置をしている施設でございますので、こちらについては、必要性が終了と同時に閉園をしていくということも考えております。以上です。

○高森委員 ちょっと心配なのは、全体を俯瞰して思ったのが、2ページ目の地域型保育事業。いわゆる小規模保育施設関係ですね。全て利用者皆減なんですね。こうなってくると、事業者としても撤退をするところが出てくる恐れがあります。そこはやはり、引き留めるわけには行かないでしょうから、もしここが全部なくなったということを考えてキャパシティの方を考えていく必要もあるかなというふうに。全部撤退しても、300弱がこちらの余剰分と大体同じくらいの数ですので、ぎりぎりなんですよ。そうすると、将来のことを考えて、公立以外は、出入りが結構あるかなと思いますので、撤退した場合のときも考えた対策を取っていただかなければいけないかなと思います。その辺りどうでしょうか。

○児童保育課長 ただいま委員からご指摘があったとおり、地域型保育事業については、まさに今回影響を受けたところかと思っております。もともとは、保育の意向としては、1ページにあるような認可保育所に入りたいという希望の方が多いので、こういったところが開いてくると、4月の段階で転園をしてしまうということは、今後も考えられます。この経営をしている母体が、株式会社であったり、社会福祉法人であったりということによって、やはり財力が違いますので、それぞれ判断が異なるかと思いますが、極力年度末まで閉園をしないで、現在の児童に影響がないように、お預かりしている子供に影響がな

いようにということは、お願いはするんですが、そう言いつつも、ある日突然閉園してしまうというリスクも頭に入れつつ、今後はコントロールしていく必要があると考えております。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、児童保育課のウについては報告どおり了承願います。

#### (4) 放課後対策担当 エ

○矢下教育長 次に、放課後対策担当の絵について、放課後対策担当課長、報告をお願いします。

○放課後対策担当課長 それでは、報告事項の(4)令和4年4月、放課後対策事業の利用状況について、ご説明いたします。

資料7をご覧ください。項番1、こどもクラブの利用状況です。こちらは、本年4月13日開催の第7回教育委員会定例会でご報告したものを再掲してございます。記載の表は、各こどもクラブにおける定員、利用者数、またその学年別の内訳、最後に待機児童数を記載しております。各項目の合計となります、表の一番下の行をご覧ください。

全24クラブ、合計の定員数は1,430名に対して、利用者数は、1,369名であり、待機児童数は139名でございます。各合計欄下段の括弧内には、前年度比を記載しております。待機児童数は、前年と比べて39名の増となっております。児童人口の増加に加えて、こどもクラブの利用を希望する方の割合が高まっております。待機の方々には、空きのあるこどもクラブや、児童館でのランドセル来館をご紹介します。

続きまして、資料の2ページをご覧ください。項番2、放課後子供教室登録状況でございます。記載の表には各放課後子供教室実施校の児童数、利用の登録者数、またその学年別の内訳を記載しております。今年度より、新たに東浅草小学校を開始し、全10校で実施しております。各項目の合計となります、表の一番下の行をご覧ください。利用には、毎年度登録が必要であり、4月末現在の登録者数は、実施校全児童数3,818名のうち、1,849名でございます。東浅草小学校での開始もあり、前年度と比べて、219名の増となっております。

登録者の傾向としましては、低学年の児童が多く、学年が上がるにつれて少なくなっております。高学年になりますと、塾や習い事を始めたり、自宅や友人宅等で過ごすことが多くなるためと考えられます。

今年度もこどもクラブ、放課後子供教室を、児童の放課後の安全・安心な居場所として運営してまいります。

報告は以上です。よろしくお願いたします。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますか。

○神田委員 こどもクラブの件ですけれども、浅草橋で待機児童が22人ということなん

ですね。これは、校舎が完成した場合には解消される人数ということでしょうか。

2点目ですが、放課後子供教室のほうは、この希望した子供たちは全部受入れが可能なのかということと、あと、学校によって、状況が違うのでしょうか。また、どんなことをすると、子供たちや保護者に喜ばれているのでしょうか。その辺りを教えていただけたらと思います。

○放課後対策担当課長 まず、1点目、浅草橋の待機児童についてですけれども、改修後であっても、待機児童に関しては解消されるというところではございませんで、南部地域が、マンションとかの建設が多くなっている関係で、大変人が増加している。南部地域に増加しているという状況がございます。

2点目の放課後子供教室での受入れに関しては、こちらは全児童対象の事業となっておりまして、希望の方にはご利用できるようになってございます。

続きまして3点目、学校によって内容が違ってくるにつきましては、事業者によって、様々なプログラムを行っておりますので、そこについては、内容が異なるものとなっております。

内容、例えば、谷中小学校に関しては、特徴的なプログラムをやっているところで人気を博している部分もあります。例えば、放課後子供教室の事業者の職員にディレクターさんがいて、放課後子供教室を紹介する映画を子供たちが撮影してつくったりとか、そういったプログラムもありますので、そういう変わった内容を行っている部分では、人気があるというところで認識しております。

○神田委員 面白そうですね。

○高森委員 なかなかパーセンテージが高いですよ、これ。

○神田委員 高いですよ。

やっぱり今風のというか、求められるものというのに対応できるような業者さんが入ってもらえると有り難いですね。

それから、すみません。私、この浅草橋のほうは、そういった新しいのができたら解消されるのかなって、事情があるんだろうなと思っていたんですけども、子供が増えているところなんかは、そうすると、新しくしても入れないということになってくると、親御さんとして、いろいろな要望が出てくると思うんですけども、それを解消するためには、どのような手立てをお考えなんでしょうか。

○放課後対策担当課長 まず、1点、こどもクラブでの解消という部分では、既存の施設を、なるべく定員を拡大したりとかというところで検討して進めておりまして、後1点、南部地域で、平成小学校、来年度は放課後子供教室を開設しますので、そういった部分で多少の解消と言いますか、受入れができるように整えているところでございます。

あとは、引き続き適地を探して新設できるようにというところでは考えております。

○神田委員 上野小学校でも、学校の中に作りたかったのですけれども、なかなか難しい問題はあると思うのです。保護者の要望などを聞き、多面的に、いろいろな方策を考えて

解消ができるようにご努力していただけたら有難いと思います。

○高森委員 地図に落としていただくと、情報として視覚的に面白いかなと思って。今、神田委員がおっしゃったように、南部地域では、先ほど、平成小学校に放課後子供教室ができれば少しは改善されるでしょうけど、台東育英小はまだ入っていませんよね。そういったところで、放課後子供教室がもし充足してくると、こちらのこどもクラブだとか、児童館だとか、そういった地域の児童達が利用するようになれば、少しずつ解消していくのかなという気もしますし、こどもクラブのような、箱物ばかり整えてもなかなか難しく、もう限界もあるでしょうから、新たな放課後子供教室の開設が待望されます。やっと 10 校ですか。半分を超えましたので、あと 9 校頑張りましょう。

それで、私がいつも知りたいのが、児童数なのです。この 10 校に関しても児童数が 3,800 人程いますので、大体登録者数が半分くらいですかね。約 40%後半くらいの子供たちが登録して、利用してくれているということで、非常に人気を博している事業ではないかと思います。ですので、これが区内全部の各小学校で実現できるようになると、子供たち、特に低学年の子供たちは、安心して放課後の時間を過ごすことができると思います。しかも同じ学校、自分たちが通っている学校の中ですからね。その安全・安心感は一段と大きいと思いますから、保護者としても、安心されるかなという気がいたしますので、ぜひ進めていただきたいなと思います。

ちなみに、参考までに伺いたいのが、台東区内の小学校の児童数、総児童数って、何人くらいでしょうか。つまり、放課後子供教室に関して、現在どのくらいの子供たちがこの恩恵を受けられているのかなということが知りたいんですね。

○放課後対策担当課長 令和 4 年度の児童数で行きますと、次ページの児童数で、3,818 名おりますが、今年度につきましては、そのうち、53%の割合の児童がこちらのものを利用できる状況になっているという状況でございます。

○高森委員 19 校全てではどうでしたか。

○学務課長 令和 4 年度 4 月現在の小学校 19 校の全児童数なんですけど、7,093 人になっております。

○高森委員 そうですか。まだ半分いますね。

先ほどの「区長への手紙」にもありましたけど、放課後子供教室を作ってほしいという声も上がっていますから、ぜひ鋭意進めていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、放課後対策担当の工については、報告どおり了承願います。

### 3 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、以上をもちまして、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会といたします。

午後3時20分 閉会